会員の入会及び退会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会(以下「本協会」という。)の定款 及び会員規則に規定する会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(入会手続)

- 第2条 本協会に個人正会員及び法人正会員並びに賛助会員として、入会を希望する個人又は法人は、 次の書類を事務局に提出する。
 - (1) 個人正会員

ア 入会申込書(個人正会員) 【様式第(会)-01号】

イ 誓約書 【様式第(会)-02号】

ウ履歴書

エ 住民票

才 写真1枚(縦4cm×横3cm)

(2) 法人正会員

ア 入会申込書(法人正会員) 【様式第(会)-03号】

イ 法人経歴書又は会社案内

ウ 法人登記簿謄本

(3) 賛助会員

ア 入会申込書(賛助会員) 【様式第(会)-04号】

イ 法人経歴書又は会社案内

ウ 法人登記簿謄本

- 2 入会の審査は、前項の書類により総務委員会が行い、理事会が決定する。なお、過去に退会し、再 入会を希望する者にあっては、退会時の状況を考慮して入会審査を行う。
- 3 会長は、理事会において入会が認められた者に対し、その結果を入会決定通知書【様式第(会) 05号】により通知し、会員証(個人正会員・法人正会員・賛助会員ごと)を交付する。
- 4 会長は、理事会において入会が認められなかった者に対し、その結果を入会却下通知書【様式第(会) -06 号】により通知する。
- 5 名誉会員については、理事会においてあらかじめ本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定 し、本人に通知する。
- 6 入会日については、正会員及び賛助会員は、理事会において入会が認められた日の翌月1日とし、 名誉会員は、総会において推薦された日とする。

(会員名簿)

- 第3条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。
- 2 会員名簿に登載された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について は、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱うものとする。

(入会金及び会費)

- 第4条 入会金及び会費の金額は、総会の議決により定める会費規程によるものとする。
- 2 入会金は、本協会が指定する納入日までに入金し、会費については、当該会計年度の上期(4月~9月)分を4月に、下期(10月~3月)分を10月にそれぞれ分割して指定日までに本協会に納入するものとする。
- 3 入会金及び会費の減免に関する取扱については、必要に応じて理事会で定め、総会の議決を経て行 うことができる。

(退会)

- 第5条 会員は、退会届【様式第(会)-07】を提出して、任意に退会できる。
- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。 なお、任意退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項の退会届が提出され なくとも同様に会員名簿の登録を抹消する。
- 3 会員名簿の登録を抹消された場合には、それぞれの会員証を返還するとともに、認定登録 医業経営 コンサルタントにあっては、認定登録 医業経営コンサルタント証票、医業経営コンサルタント認定登録
 録証及び認定登録
 医業経営コンサルタント章を、認定登録
 医業経営コンサルタント法人にあっては、
 医業経営コンサルタント法人認定登録証を返還するものとする。

(再入会)

第6条 過去に本協会の会員であった者が再入会を希望する場合は、退会の際に未納となっている会費 があるときは、当該未納の会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

附 則

この細則は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附則

この細則は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年6月23日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年9月12日から施行する。